

## 東京大学教養学部等事務部事務組織所掌事務規程

平成18年12月28日 制定  
平成30年 3月22日 改正  
令和 元年12月19日 改正  
令和 5年10月27日 改正

(目的)

第1条 この規程は、東京大学事務組織規則第4条第1項に基づき、教養学部等事務部に置かれる各課の所掌事務その他必要な事項について定める。

(総務課)

第2条 総務課において、次の事務を行う。

- (1) 所掌する教育研究部局等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 式典その他諸行事に関すること。
- (3) 教授会その他の会議に関すること。
- (4) 法人印の管守に関すること。
- (5) 文書類及び郵便物の接受、発送及び整理保存に関すること。
- (6) 諸規則の制定及び改廃に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 構内の警備及び交通規制に関すること。
- (8) 人事に関すること。
- (9) 職員の勤務時間管理に関すること。
- (10) 給与に関すること。
- (11) 福利厚生に関すること。
- (12) 健康・衛生管理に関すること。
- (13) 広報並びにホームページの維持管理に関すること。
- (14) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (15) 情報公開、情報セキュリティ及び個人情報の保護に関すること。
- (16) その他他の課の所掌に属しない事務。

(経理課)

第3条 経理課において、次の事務を行う。

- (1) 予算に関すること。
- (2) 予算の執行及び決算に関すること。
- (3) 収入金に関すること。
- (4) 資産の管理に関すること。
- (5) 施設の維持管理及び整備に関すること。
- (6) 研究資金に関すること。
- (7) 会計の監査に関すること。
- (8) 研究支援に関すること。
- (9) エネルギーの管理に関すること。
- (10) その他会計経理に関すること。

(教務課)

第4条 教務課において、次の事務を行う。

- (1) 学科、講座等の組織及び学生定員に関すること。

- (2) 所掌する教育研究部局等の教務事務に関し、総括し及び連絡調整すること。
- (3) 教育課程の編成及び授業に関すること。
- (4) 学生の修学指導及び学業成績に関すること。
- (5) 学生の身分の異動及び学籍その他の記録に関すること。
- (6) 留学生に対する奨学金、宿舍等の支援に関すること。
- (7) その他教務に関する事務を処理すること。

(学生支援課)

第5条 学生支援課において、次の事務を行う。

- (1) 学生生活の支援に関すること。
- (2) 学生団体の指導に関すること。
- (3) 学生の課外教育に関すること。
- (4) 三鷹国際学生宿舍及び課外活動施設の管理・運営に関すること。
- (5) 学生の奨学金、授業料の免除等学生に対する経済援助に関すること。
- (6) 学生の福利厚生施設の利用に係る調整及び情報提供に関すること。
- (7) 学生のキャリア形成に係る調整及びアルバイトの斡旋に関すること。
- (8) その他学生の安全に関する事務を処理すること。

(図書課)

第6条 図書課において、次の事務を行う。

- (1) 図書館資料の選定、購入、寄贈（交換）、受入及び資産管理に関すること。
- (2) 図書館資料の分類及び目録に関すること。
- (3) 図書館資料の閲覧、貸出その他利用に関すること。
- (4) 図書館資料の装備、配架及び保存に関すること。
- (5) 図書館室の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (6) 図書館及び図書館資料の案内に関すること。
- (7) 図書館及び図書館資料の相互協力に関すること。
- (8) 学術情報リテラシーに関すること。
- (9) その他図書館室に関する事務を処理すること。

(職)

第7条 各課に副課長、上席係長、係長、主任、エキスパート、シニアエキスパート（事務）、シニアエキスパート（図書）、シニアエキスパート（施設）、シニアスタッフ（事務）、シニアスタッフ（図書）及びシニアスタッフ（施設）を置くことができる。

(細則)

第8条 第2条から第6条の各課に置かれるチームその他必要な組織における事務分掌について、各課長は、それぞれ事務分掌一覧を作成するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年12月28日から施行し、平成18年7月1日から適用する。
- 2 東京大学教養学部等事務部組織規程（昭和39年4月1日制定）及び東京大学教養学部等事務部各課事務分掌規程（昭和39年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京大学教養学部等事務部事務組織所掌事務規程第7条に規定する専門員、主査及び専門職員については、当分の間、改正後の同規程の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月27日から施行する。